

(令和6年度版：静岡県林業振興課)

林業・木材産業融資制度のご案内

I. 林業・木材産業改善資金制度は、

「新しい事業を始めるために機械・施設を導入したい。」

「林産物の新たな生産・販売方法を取り入れたい。」

「林業従事者の確保のために働く環境を整えたい。」

など、事業者の皆様の経営の改善等を図るための取組みに活用できる**無利子の資金**です。

資金内容	貸付対象者	貸付限度額 償還期間等
1 新たな林業部門の経営の開始 (例)：しいたけ栽培の開始 林業施業の受委託の実施	○森林所有者 林業労働従事者 森林組合 生産森林組合 森林組合連合会 素材生産業者 素材生産組合 林業経営を行う市町 など ○木材製造業 木材卸売業 木材市場業 など	<貸付限度額> 【林業】 ・個人 1,500万円 ・会社 3,000万円 ・団体 5,000万円 【木材産業】 1億円 <償還期間> 原則10年以内 (うち据置期間3年以内) <連帯保証人・担保> 資金借受の際には、人的保証 や担保提供が必要 ※連帯保証人の人数は、借入額 等により異なる ※担保提供は借入額等に応じて 必要
2 新たな木材産業部門の経営の開始 (例)：プレカット加工施設の導入		
3 林産物の新たな生産方式の導入 (例)：高性能林業機械の導入 木質バイオマス利用施設の導入 木材乾燥施設の導入		
4 林産物の新たな販売方式の導入 (例)：販売管理システムの導入 JAS規格認定や森林認証取得		
5 林業労働に係る安全衛生施設の導入 (例)：防振チェーンソーの導入 人員輸送車の導入		
6 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入 (例)：シャワー施設の導入		

○過去の貸付事例

- ・立木の取得
- ・ザウルスロボ
- ・フォワーダ（グラップル付き）
- ・しいたけ栽培施設
- ・ウインチ付きグラップル 等



○貸付の適否

貸付の適否は、事業計画等を審査する林業・木材産業改善資金運営協議会で協議の上、決定します。（貸付が困難であると判断する場合があります。）

○申請期限等

	県農林事務所への 申請書提出期限	貸付決定	資金交付
第1回	5月末	6月末	7月末
第2回	7月末	8月末	9月末
第3回	9月末	10月末	11月末
第4回	11月末	12月28日	1月末
第5回	1月末	2月末	3月末

- ・上記スケジュールのほか、随時の申請も受け付けます。
- ・申請書提出から資金交付まで約2ヶ月かかりますので、余裕を持って事務所にご相談ください。

○主な注意事項

- ・中古機械の導入についても利用できます。（ただし、償還期間中の稼働証明書が必要）
- ・国の補助金との併用はできません。
- ・市、県単独補助との併用は可能ですが、補助額分は融資対象になりません。

● まずはお近くの県農林事務所 森林整備課へお問い合わせください。

農林事務所連絡先	住 所	電話番号
賀茂農林事務所（森林整備課）	下田市中 531 の 1	0558-24-2082
東部農林事務所（森林整備課）	沼津市高島本町 1-3	055-920-2169
富士農林事務所（森林整備課）	富士市本市場 441 の 1	0545-65-2202
中部農林事務所（森林整備課）	静岡市駿河区有明町 2-20	054-286-9066
志太榛原農林事務所（森林整備課）	藤枝市瀬戸新屋 362 の 1	054-644-9243
中遠農林事務所（森林整備課）	磐田市見付 3599 の 4	0538-37-2301
西部農林事務所天竜農林局（森林整備課）	浜松市天竜区二俣町鹿島 559	053-926-3124

※開庁日時：平日（午前8時30分から午後5時）

Ⅱ. 木材産業等高度化推進資金制度は、

木材の生産及び流通を円滑にすることや効率的・安定的な林業経営を行うための取り組みに活用できる**低利の資金**です。

資金種類	資金内容	貸付対象者	貸付条件			
			限度額	利率(%)		償還期限
木材生産等促進資金	素材の生産、素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な運転資金	次に掲げる者で、合理化計画を作成し、都道府県知事の認定を受けたもの。 1. 林業を営む者（森林組合、木材生産業者等） 2. 木材産業（木材製造業、木材卸売業、木材市場業）に属する事業を営む者	1億円 （特認 2～5億 円）	保証なし	保証あり	短期資金 1年以内 長期資金 5年以内 （据置期間 1年）
				短期資金 1.6 (1.5) [1.3]	短期資金 1.2 (1.1) [0.9]	
				長期資金 1.3 (1.2) [1.0]	長期資金 0.9 (0.8) [0.6]	

() は3倍協調、[] は2倍協調

※貸付利率、貸付限度額は内容により異なります。

※貸付限度額の特認は、林野庁長官が定める基準に該当し、林野庁長官が特認金額を超えない範囲で承認した額をいいます。

● まずはお近くの県農林事務所 森林整備課へお問い合わせください。

農林事務所連絡先	住 所	電話番号
賀茂農林事務所（森林整備課）	下田市中 531 の 1	0558-24-2082
東部農林事務所（森林整備課）	沼津市高島本町 1-3	055-920-2169
富士農林事務所（森林整備課）	富士市本市場 441 の 1	0545-65-2202
中部農林事務所（森林整備課）	静岡市駿河区有明町 2-20	054-286-9066
志太榛原農林事務所（森林整備課）	藤枝市瀬戸新屋 362 の 1	054-644-9243
中遠農林事務所（森林整備課）	磐田市見付 3599 の 4	0538-37-2301
西部農林事務所天竜農林局（森林整備課）	浜松市天竜区二俣町鹿島 559	053-926-3124

※開庁日時：平日（午前8時30分から午後5時）